九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

飛鳥井流切紙口伝の構成をめぐって

日高，愛子
九州大学大学院博士後期課程

https://doi.org/10.15017/19780

出版情報：語文研究. 108/109, pp.67-79, 2010-06-02. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

飛鳥井流切紙口伝の構成をめぐって

日高愛子

一

飛鳥井栄雅の古今集講釈を聞書したという『古今栄雅抄』（以下、『栄雅抄』）および『蓮心院殿説古今集註』（以下、『蓮心院註』）には、〝三木三鳥〟を始めとして秘説を記す傾向が間々見受けられる。稿者はさきに、『古今和歌集三条抄』（以下、『三条抄』）『古今和歌集灌頂口伝』（以下、『灌頂口伝』）『玉伝深秘巻』等の秘伝書を合綴した東北大学狩野文庫蔵『古今秘訣』と、徳島県立図書館山口文庫所蔵の『古今和歌集伝授』と表題された一冊本（内容は『古今相伝之次第』である）が、共に飛鳥井雅俊（一四六二―一五二三）から大内義興（一四七七―一五二八）へと相伝されたものであることを示す文亀元年（一五〇一）三月二五日付の奥書を持つことを紹介し、両書に収める秘伝と『栄雅抄』『蓮心院註』にみる秘説との関連性について考察することがあった。[注1] それを受けて、本稿では、飛鳥井家の秘事として残される飛鳥井流切紙口伝の内実について、具体的に見ていくことにしたい。

飛鳥井流切紙口伝としては、宋世こと飛鳥井雅康（一四三六―一五〇九）による文明十八年（一四八六）の奥書を持つものが知られている。三輪正胤氏が『歌学秘伝の研究』[注2] の中で、

書陵部本『古今和歌集切紙伝授』と表題する二冊本に所収されるもの。

天理図書館本『古今和歌集姫小松切紙口伝』と表題する一冊本。

架蔵A本は、表題はなく「華渓筆」と記す紙片を中央に貼付した一冊本。

架蔵B本は、『古今切紙口伝　全』と表題する一冊本。

として挙げられる四本の書である。これらの書は切紙口伝を集成したものであり、氏の指摘に依れば、四種のものから構成されているという。第一に、宗祇流の秘事、第二に、文明十八年の奥書を持つ宋世流の秘事、第三に、為相流の古今集注の『別紙口伝』に当たるもの、第四に、「古今切紙廿二帖本書等授与」と始めに記し、次に「古今秘抄」と題する三項目の秘事である。このうち、氏がいうところの第二の宋世流の秘事が、すなわち飛鳥井流切紙口伝である。

秘事の内容としては、順に〝三木〟〝三鳥〟〝人丸秘歌〟〝天地人の歌の事〟〝ほのぼのと明石の浦の歌の事〟の五項目から構成されている。但し、前掲の四本のうち、書陵部本および天理図書館本は第一の宗祇流の秘事の中に混在した形で書き込まれ、三輪氏御所蔵B本も〝三木〟〝三鳥〟〝人丸秘歌〟については宗祇流の秘事の上部余白に頭書の形態で書かれており、宋世流の秘事が完全に独立した形で記されるのはA本のみということになる。(注3)

稿者はこのたび、三輪氏のご厚意により御所蔵本を拝見させていただく好機を得たので、両書を用いて、飛鳥井流切紙口伝の内実を明らかにしていきたいと思う。猶、本文の引用には、頭書ではなく独立した形で書かれるA本の方が本来望ましいと思われるが、A本には誤写等が散見されるため、本稿ではB本を底本とし、誤脱と思しき部分については適宜A本を参照した。

二

飛鳥井流切紙口伝では、先ず「飛鳥井家説　宋世　古今三ケ大事」と題して〝三木〟についての秘事が記されるが、この〝三木〟の説は、主に定家仮託の『愚秘抄』(注4)を基に形成されている。次に、両者を対照して掲げる。

飛鳥井流切紙口伝	愚秘抄
一　或人云、ヲカ玉ノ木ト云ハ、帝御即位ノ時、三笠山ノ松ノ枝ヲトリテ、長サ五寸マハリ三寸ニケヅリテ、御守ヲ上ニ朱ニテ書テ、御頸ニカケサセマイラセテ、御即位過テ後チ、カノ才松マモリヲ種々ノ御タカラノ	をがたまの木の事、家々にたつる義まちくに侍り。或義には、帝王御即位の時、御笠山の松の枝をとりて、長さ五寸まはりも五寸又は三寸にけづりて、是に御まもりを書きてく朱にて書也。御頸にかけさせまゐらせて、御即位

時タルヲソヘテ、帝ノ生気ノ方ノ土ニ埋ナリ。コノ木、ヲカ玉ノ木ト云フナリ云云。当家ノ口伝、ヲカ玉ノ木ト申ハ、片野ノ御狩トテ、鳥ヲ付テタテマツルトリ柴ト云木ナリ。更ニ書トヾムベカラズ。可口伝云云。

はてゝ後、御生氣の方に、五寶等の種々の珍寶をそへて、高き山にうづみ納むといへり。これをがたまの木といふなるべし。當家の相傳には、交野の御狩に鳥をつけて奉る鳥柴と申す木を、をがたまの木といふ也。

一　メドニケヅリ花サスト云事　是ハ業平朝臣、ウツクシゲニケヅリ花ヲシテ、アル女房ノ住玉フ所ノ妻戸ニサシタリケルトナム申。メドヽ云ツルハ妻戸ナルベシ。ケヅリ花ト申ハ、ツリケ花ノ事也。相伝云、メトヽ云ハ蓍ト云モノヽ名ナリ。右近ノ馬場ノヒヲリノ日マユミノ手結ノ舎人ドモ、マサシク褐ヲヒキ折テ着タルヲ、ヒヲリト云ナルベシ。荒手結、同サマナレドモ、荒手結ハ、型ノヤウニテ、真手結バカリヲ、ヒヲリトイハデ、タガハズヤ。左右近衛ニツキテ、習アルベシ。ケヅリ花ハ、カノマネニテ、手結ノカザリニ花ヲサスヲ云フ歟。

めどにけづり花さすといふは、業平朝臣の、美しくつくり花をしたてゝ、ある女御の住みたまふつまどにさしたりけるなるべし。めどは妻戸也。けづり花はつくり花也。

一　河ナ草ノ事　是ニアマタノ説アリ。或菱、或河ミドリ、或河タデ、或ヲモタカ。是ラ河ナグサト申人侍リ。相伝云、河骨ト申草ヲ云サナルベシ。是ハ、サナガラ此道ノ至極ノ大事ナリ。タヤスク人ニ授クベカラズ。

河名草の事、又あまたの義あり。或は菱、或は河みどり、又は河たで、此等を申すにや。當家相傳云、河骨といふ草をいふなるべし。

一読して、両者の関係の深さは疑うべくもないが、殊に〝をがたまの木〟については、『愚秘抄』の「當家の相伝」をそのまま「当家ノ口伝」として引用するといった有様である。同様のことは『栄雅抄』(注5)からも窺うことができ、

定家卿。或書に交野の鳥柴つくる木をいふと書り。

と、同じく『愚秘抄』があたかも定家の著作の如く引用されていて、『愚秘抄』を定家の秘説として重んじるという意識において切紙口伝と相通ずるものがある。

続く〝めどにけづり花〟も同様に『愚秘抄』を引くが、

「相伝」に相当する内容が『愚秘抄』には無いためか、『僻案抄』(注6)の、

　蓍、めどゝいふ物の名也。草類也。

という内容を「相伝」として採用している。その後の「右近ノ馬場ノヒヲリノ日…」以下の内容も、

　右近馬場のひをりの日

　まゆみの手結に、とねりどものまさしく褐をひきをりてきたるを、ひをりといはむ、たがはずきこゆ。荒手結にも、おなじすがたなれど、あら手結は、かたのやうにて、眞手結をむねとしたれば、この事あたりてきこゆ。

という『僻案抄』の「見ずもあらず見もせぬ人の…」（四七六・恋一）の詞書注に依ったものである。『僻案抄』の古今の部の末尾には「物名部」と題し、「をがたまの木」「めどにけづり花させりける」「右近馬場のひをりの日」「人名寵」「あがた見にはえいでたゝじや」の五項目が列記されているが、飛鳥井流切紙口伝では『僻案抄』の「めどにけづり花させりける」に続いて立項される「右近馬場のひをりの日」までを含めて引用し、「ケヅリ花ハ、カノマネニテ、手結ノカザリニ花ヲサスヲ云フ歟」と附言することによって、両注を結び付けたのである。

〝かはな草〟についても『愚秘抄』に依拠することは〝をかたまの木〟〝めどにけづり花〟と同様で、『愚秘抄』に見える「當家相傳」をもそのまま「相伝」として採用する。ところが、飛鳥井流切紙口伝では『愚秘抄』に列挙される「菱」「河みどり」「河たで」に加えて、「ヲモタカ」を併記しているのが目を引く。この「ヲモタカ」説については、『三条抄』(注7)に清輔の説として次のようにある。

　カハナ草トハアマタノ義アリ　一ニハ石ノ苔ト云也　清輔ハヲモタカノ名と注セリ　黄門ハサワナクサトノタマヘリ　薬師ノツカフ名也名薬也　風ヲ治スルモノ也　是ハヲモタカノ異名也　秘説トノ玉ヘリ是第一ノ秘密也

　別ニ在ㇾ口傳…

　管見の限り、「ヲモタカ」説を清輔の著作に見出すことは出来ないが、『三条抄』に依ると、定家説では清輔の説いたという「ヲモタカ」の異名である「サワナクサ」をさすのだという。これに随えば、「ヲモタカ」説も定家説と密接な関係にあるのであって、それ故、飛鳥井流切紙口伝では「ヲモタカ」説を『愚秘抄』の引用に追加したのだとも解される。

　以上、飛鳥井流切紙口伝の〝三木〟が、定家仮託の『愚秘抄』を中心にしつつ、『愚秘抄』に「相伝」が記されない〝めどにけづり花〟については『僻案抄』を「相伝」の内容

とし、〝かはな草〟においては『愚秘抄』に「ヲモタカ」説を加えるなどして、秘伝として再構築していることを確認した。

だが、これらの内容は飛鳥井流に限定されるものではない。『早稲田大学蔵資料影印叢書 中世歌書集』[注8]に収められる『古今伝受書』（三条西家旧蔵本。請求番号、特別へ2－四八六七－九。後述する同名の切紙集成との混同を避けるため、以下『古今伝受書』a本と仮称する。）には、右に見てきた〝三木〟の説と殆ど一致する内容が確認できるのである。[注9] 同書解題によると、『古今伝受書』a本は、古今伝受切紙・注説等を集成したものであるが、ここで問題としている切紙の部分には「宗順殿相伝之分」「切紙の上口伝道暁伝」として、東常縁から古今伝授を受けた門弟、宗順・道暁の名が記されているので、その内容は常縁流のものとみてよかろう。また、同書所収の『古今伝受書』（三条西家旧蔵本。解題では三条西実隆筆とされる。請求番号、特別へ2－四八六七－七。前掲書と区別するため、以下『古今伝受書』b本と仮称する。）は、奥書に「右宗祇法師伝受事等為輩卒爾候蒙／仰記付之正本函底彼書状等又可／秘蔵此一巻不可他見者也／永正第七二月十八日雨中記之」とあり、宗祇流切紙の内容を存するものらしいが、ここにも飛鳥井流の〝三木〟と殆ど一致する秘事を見出すことができ、飛鳥井流切紙口伝の〝三木〟には、常縁流や宗祇流との相似が窺えるのである。[注10] してみると、飛鳥井流切紙口伝における定家説或いは定家仮託書の説を重んじる態度は、飛鳥井流独自のものというわけではなく、むしろ、常縁流や宗祇流の源流たる二条流の性格を汲むものと捉えてよいのではないか。

三

次に、〝三木〟と並ぶ秘事である〝三鳥〟の場合はどうであろうか。飛鳥井流切紙口伝では先ず〝よぶこ鳥〟が挙げられる。

古今三鳥　飛鳥井家云

一本抄ニ多義ヲ載タリ。其中ニ、喚子鳥ヲ猿ト云義アリ。但、猿ハ四季ニワタルニ、殊更秋ノ物ナリ。古今ハ春部哥ナリ。如何ト云ニ、猿ニ二ツアリ。木ノ葉猿トテ、又、猿ハ春ノ物也。雪消ノ木ノ実ヲ求ムトテ鳴テアサリスルナリ。此心ニテ、ヨブコ鳥ト云ナリ。或、ハコ鳥トテ、郭公ノ来ル比ナク鳥ナリ。雄鳥ヲハ、ハヤコ〳〵ト云様ニ鳴アヒダ申トナリ。或ハ、人ヲ云フ。其故ハ、春ノ半ニ賤女若葉ヤ蕨ヤトラントテ深山ニ入

テ、カヘリザマニ友ヲヨビシラセテカヘルトテ、人ヲ山中ニテヨブト云フナリ。

実は、この内容は、

一ツに、よぶこ鳥

本抄にさま〳〵の義をのせたり。其中にさるといふ義はよき也。但、さるは四季にわたれども殊更秋の物なり。今は春の中ほどなり、如何に、といふに、さるの義に二あり。木葉ざるとて、少きさるは春の物なり。冬間の木葉をかへして菓を取、草のねをこゝと鳴てあさりもとむるなり。此心にてよぶこ鳥といふ也。又、はこ鳥とて、四月のはじめ、ほとゝぎすの来比なく鳥をもいふ。此鳥ははこ〳〵と鳴ゆへによぶこ鳥といふ。春ならでよぶこ鳥といはん時はこの鳥なるべし。春ならばさるなるべし。口伝云、人をいふなり。其ゆへは、はるの半にしづのめがわかな・わらびとらんとて深き山に入、みちに迷ひ、よびしたひ、たがひにいさよふをいふ也。

とある『灌頂口伝』(注11)の祖述である。先述の〝三木〟の場合とは異なり、〝三鳥〟について『愚秘抄』は、秘事を記していない。また、定家説の拠り所となる『僻案抄』や『顕注密勘』にも、〝よぶこ鳥〟は秘されて書き付けられていない。そのため、それ以外の秘事に頼らざるを得なかったのであろうか。

「猿」説は、『毘沙門堂古今集注』や『三条抄』に「賀茂重保は猿と云」とあり、賀茂重保説として記述されるもの（真偽のほどは不明）であるが、『蓮心院註』にも、

よふこ鳥ノ事、説々多シ。或ワ猿、或ワツヽ鳥、又ワ鳩。

として、「猿」説が引かれることは注目すべきかと思われる。

ちなみに、『古今伝受書』b本も同様に「猿」「はこ鳥」「人」の順に説を列挙するが、飛鳥井流ほど詳細ではなく極めて簡略化しており、末尾には「家ノ口伝」として「つつ鳥」を挙げる点で違いがある。他に類似した内容を存するものに『弘安十年本古今集歌注』があるが、こちらも「猿」「はこ鳥」の二説は簡潔に併記されるだけで、末尾の「人」の本説も、『三条抄』などに見られる、高麗で鷲に子を取られた者が「子は〳〵」という話を取り上げており、飛鳥井流切紙口伝とは若干異なる。(注12)

続く〝いなおほせ鳥〟は、飛鳥井流切紙口伝には、

一イナオホセ鳥ノ事、本抄多注セリ。稲負鳥ト書リ。或人曰、馬ヲ云トナリ。其故ハ秋稲ヲ負テ我宿ニハコブト云云。或ハ、タウト云鳥、或ハ、スヾメト云鳥ト云。或ハ、水鶏ト云。然ドモ、当家口伝ニハ、石タヽキト云鳥ナリ。其故ハ、日本紀神代巻ニ委アリ。

とあり、「馬」「タウ」「スヾメ」「水鶏」「石タヽキ」の五説

が列挙される。〝いなおほせ鳥〟については注釈書によって種々説があり錯綜を極めるが、ここでは「或人云」として引かれる「馬」説に着目したい。この「馬」説は、雅俊から義興へ相伝した秘伝書類にも書かれるのであるが、『灌頂口伝』の、

万葉には、稲負馬とかけり。仍、秋の稲をおうて我家にはこぶ馬なるべし。

という記述と飛鳥井流切紙口伝の内容とが一致しているからである。

このように〝よぶこ鳥〟〝いなおほせ鳥〟については『灌頂口伝』との関連が覗えたのであったが、次の〝ももち鳥〟については、『灌頂口伝』と内容的には類似するものの、直接的関係は見出せない。飛鳥井流切紙口伝には、

一モヽチ鳥、或人曰、万ノ鳥ヲ云トイヘリ。春ハ万ノ鳥サヘヅルト云云。サレバ、モヽチドリトハ一ニ限ルベカラズト云云。本哥ニモ、我ヤドノエノミモリハムモヽチドリ云云。此エノミモリハムトハ秋ノ鳥ナリ。鶯秋ナカズトイヘリ。シカレドモ、貫之既ニ鶯ノ異名ト申上、源順和名ニモ、鶯ノ異名トアリ。

とあって、前半の秘事は『顕注密勘』や『僻案抄』等と変わらぬ内容である。だが、一方で、諸注釈書に証歌として引かれる万葉集歌について「此エノミモリハムトハ秋ノ鳥ナリ。鶯秋ナカズトイヘリ。」とする飛鳥井流切紙口伝の特異な記述が、

或曰　上ノエノミモリハムノ哥　エノミハ秋也　然ハ秋鶯ノ鳴事ナシ…

のように『三条抄』に見える内容であることは、留意すべき点であろう。

猶、〝三木〟の内容については概ね一致した『古今伝受書』b本であったが、〝三鳥〟については、

一ヨフコトリノ事　一説サル　一説ハコトリ　コノ鳥ハハヤコ〳〵ト云ヤウニナクユヘニ云トイヘリ　又人ヲモ云トイヘリ　春ノ山野ニイテヽワカナワラヒ風情トリアツメテカヘルサニ友ヲヨフ故ニカク云トアリ　コレヲ家ノ口伝トス

とある〝よぶこ鳥〟の内容は共通するものの、〝いなおほせ鳥〟〝ももち鳥〟については、

一イナオホセトリノ事　家々ニ種々ノ説アレトモ口伝ニハタヽキヲ云ナリ

一モヽチトリノ事　鶯ト云歟　家ノ口伝ウクヒス一ニカキラス　種々ノ鳥春ハオナシ心ニサヘツルヲ百千鳥ト云ナリ

として、飛鳥井流切紙口伝ほど詳述されない。同様に、『古今伝受切紙』a本にも、

一よふこ鳥　一説さる　一説はことり　此鳥ははや〳〵こと云やうになく故ニ云トいへり　又人をも云トいへり　又つゝ鳥　是ヲ家の口伝

一いなおほせ鳥

家々種々あり　口伝　庭たゝき也

一百千鳥

鶯ト云　家の口伝　鶯一ニかきらす種々の鳥

とあって、飛鳥井流切紙口伝とは内容が異なっている。飛鳥井流切紙口伝の〝三鳥〟は、〝三木〟の場合のように定家仮託の『愚秘抄』に依拠する秘説を求められない結果、〝よぶこ鳥〟〝いなおほせ鳥〟の場合は『灌頂口伝』、〝ももち鳥〟の場合は『三条抄』という飛鳥井家の所持本でもあったと思われる秘伝書の内容を加え、切紙口伝としての然るべき姿を形成していったと考えられるのである。

とはいえ、〝ももち鳥〟の僅かな一致のみで『三条抄』との関連を指摘するのは些か乱暴であろう。しかしながら、次のような「ほのぼのと明石の浦の…」（四〇九・羇旅）についての両者の秘事を見れば、その関係の深さはより確かなものになろう。

一ホノ〳〵ト明石ノ哥ニ様々ノ義アリ。但シ、哥ハ面ニツクモノナレバ、先様ノ部ニツイテ、一説、海路ノ心ニテ哥ノヲモテハ別ノ義ナシ。然ドモ此哥ニ心アルベシ。ソノ心トハ、

天武天皇ノ第一ノ皇子、高市（草壁歟）ノ王子十九ニテ世ヲ早クシ玉ヒシヲヨメル哥ナリ。哥ノ心ハ、ホノ〳〵ト云ニ四ノ義アリ。明・若・壽・風ナリ。万葉ニ、ツカウトコロナリ。明ト云ハ、アキラカナル義ナリ。夜ナドノ明ルヲ云フナリ。又、左伝云、明旦ト書テ、ホノ〳〵トヨメリ。若ヲホノ〳〵ト云、春草ナムドノウラワカキニ云ヘリ。典義抄ニ云ク、深草未出春宮若タリ（ホノク）トヨメリ。壽風ハ帝ニ文道ニツカフ字ナリ。文選云、壽風（ホノカニツタフ）、三公政得之道ト書リ。又、文集ニヨメルナリ。風聞（ホノカニキク）ト書リ。此四ノ義ノ中ニ今ノ万、壽（ホノカ）ノ義ナリ。高市ノ皇子ノハカナクナリ玉ヘルヲ云ナリ。浦ト云ハ、娑婆ヲ隔（ヘダ）テヨミチヘヲハスルヲ云ナリ。霧ハ物ヲヘダツルヲ云ナリ。アル人ハ、朝霧ト云ハ病ヲシテ死玉ヘルヲ云トナリ。嶋カクレ行トハ、アキツ嶋ヲカクレテ迷途ヘ行ヲ云フナリ。アキツシマトハ日本ナリ。アル人ノ云、生老病死ノ四魔ニカクサレユクト云リ。コノ義不心得。舟オシゾ思ト云フハ、王ヲ舟ト云ナリ。シカアレバ、

王子ハ春宮ニテ太子ハ儲ノ君ナレバ舟ニナルベキ人ナル故ニ、舟ヲシゾ思トイヘリ。王ノ死タルヲオシト思心ナリ。世ヲワタス義ヲモコノ舟トタトフルナリ。史記ニ云ク、大公半政賢ハ悉ク直、恵波流外ニ千万ノ濤貴賤渡レ世ヲ事能ク妙也、故ニ号ス舟筏ト雖不レ敬トイヘリ。

又、貞観政要ニ云ク、公如レ舟ノ、臣ハ如レ水、水能ク度レ舟、水還覆レ舟ヲ在レ臣ト。　（飛鳥井流切紙口伝）

…或曰　此哥ニサマヽノ義アリ　但哥ハ面ニ付物ナレハ今旅ノ部ニ入上ハ海路ノ義也哥ノ面ニハ別ノ子細ナシ　雖レ然此哥ニハ心アルヘシ　其故ハ文武天皇ノ第一ノ王子高市ノ皇子十九ニテ死シ給ヒタリシヲ讀ル哥也ホノヽト云ニ四ノ義アリ・明・若・壽・風・也　万葉ニツカウ処也　明ト云ハアキラカナル義也　夜ナムトノ明ルヲ云也又左傳云　明旦トカキテホノヽトヨメリ若ヲホノヽト云コトハ春ノ草ナムトノワカキニ云也　典義抄ニ云　深草未タレ出春宮若ホノヽワカタリトヨメリ　歩風ハ常ニ文道ニツカフ字也　文選云　壽傳ニ三公政得之道ト書リ　又文集ニ風聞トヨメリ　此四ノ中ニ今此哥ハ壽ノ義也　高子王子ノハカナク死シタルヲ云也　浦ト云ハ娑婆ヲ隔テヽヨミチヘオワスルヲ云ト也　朝霧ト云ハ病ヲシテ死ニ給ヘルヲ云ト云ヘリ　嶋カクレユクト云ハアキツ嶋ヲカクレテ迷途ヘ行也秋津嶋トハ日本也　或人ノ云ク生老病死ノ四魔ニカクサレ行ト云　此義心得ス　舟ヲシソ思ト云ハ王ヲハ舟ト云也　本文如レ前然者王子春宮ニテ太子ハ儲ノ君ナレハ舟ニ成可キ人ナル故ニ舟ヲシソ思ト云ヘリ王ノ死シ給ヲ惜ム義也　史記ニ云　大公半政賢ハ悉ク直ノ恵波流レ外ニ千万ノ濤ニ貴賤渡レ世ヲ事能ク妙ナリ　故ニ号ニ舟筏ト　誰カ不レ敬ト云ヘリ　又貞観政要ニ云　公ハ如レ舟臣ハ如レ水　々能度レ舟水還覆舟在レ臣ト云ヘリ　又云ホノヽトハ曙ト書リ…　（三条抄）

このように、飛鳥井流切紙口伝の末尾に配される〝ほのぼのと明石の浦の歌の事〟は、『三条抄』中に「或曰…」以下引かれる内容と殆ど一致しているのである。類似した内容としては他にも『毘沙門堂古今集注』等に確認されるのだが、『三条抄』ほどの完全な一致は見ない。ちなみに『古今伝受書』b本を始めとする宗祇流切紙口伝にも同様の内容が秘事として記されているが、飛鳥井流切紙口伝ほどには詳述されず、飛鳥井流切紙口伝のような『三条抄』の祖述とまでは断言できない。

〝いなおほせ鳥〟〝ももち鳥〟については猶検証すべき部分も残るが、『灌頂口伝』と一致する〝よぶこ鳥〟、及び『三条

抄』と一致する〝ほのぼのと明石の浦の歌の事〟から、飛鳥井流切紙口伝の内容の一部が『灌頂口伝』と『三条抄』とに依拠していることに疑問の余地はないのである。

四

ところが、〝三木〟〝三鳥〟に続いて記される〝人丸秘歌〟と〝天地人の歌の事〟には、右に見てきたような秘伝書からの祖述は認められない。飛鳥井流切紙口伝には次のようにある。

飛鳥井家宋世

一吉野山ノ桜ヲ人丸ガ目ニハ雲カトナム詠ルハ、サラニナント云云。当家ノ口伝ニモ人丸ノ家集ニアリ。文武天皇吉野山ニ御遊覧ノ時、

白雲ノ色ノ千種ニミエツルハ此モ彼モノ桜ナリケリ

相構テ他人ニ授クベカラズ

飛鳥井家之説

一天地人ノ哥事

地の哥といふハ天の浮橋の下ニシテ、メガミオ神トナリ給ヘル事ヲ云フトイヘリ。

コレハ此集大事ナリ。浮橋といふハ、タヾ此国ヲツクリタマハムトオボス、イザナギ・イザナミノ尊ノ一念ヲ申ストイヘリ。浮橋ノ下トハ地ノ事ナリ。サレバ、イザナギノコノ国ニ下リマシテ両方ヘハシリテ夫婦アヒ玉ヘル時ニ、イザナミノ尊、先唱テノ玉ハク、

アナウレシエヤオトコニアヒヌ。

又、イザナギノ尊唱テノ玉ハク、

アナウレシエヤオトメニアヒヌ。又、コレ地ノウタナリトイヘリ。

一久方ノ天ニシテハ下照姫ニハジマルトイヘリ。天上ニテノ哥ナリ。下照姫ハ天稚彦ノ妾ナリ。アメワカヒコノ死ノトキニ喪屋ヲアメニツクリテ殯（カクモカリス）。下照姫トセウト味耜（アヂスキ）高彦根ノ神トフラハムトテ天ニノボリケルトキニ、其ノ形ウルハシクシテ、二ノ岳ト二ノ谷トノ間ニテリカヾヤクヲミテ、下照姫、コノ事ヲ人ニシラセントテ哥ヨミテ曰ク、

阿妹奈屡夜乙登多奈婆多廼行奈餓勢屡多磨廼（アモナルヤヲトタナハタノクナカセルタマノ）
弥素磨屡廼阿奈絶磨婆夜弥多尓輔絶和絶邏須（ミスマルノアナタマハヤミタニフタハタラス）
阿迟素企多枷遲顧祢（アヂスキタカヒコネ）

今按、此哥返哥ニハアラズ。下照姫始テ舅姑ニ対面シテ挨拶ニヨメル哥ナリ。

コノ哥ノ事ナルベシ。又、此事返哥ニ云ク、

阿磨峯迦屡非理妻廼伴禾多遲須广志登（アマヲカるひリメノイワタラスマシト）　伊志

迦婆迦多武多迦多宇勝尓阿广婆理示多志广呂
与志尓与理故示伊志迦婆輔多輔治ト云リ。

一人ノ哥ノ事　コレアラカネノツチニシテハ、スサノヲノ尊ノ哥ヲ云ナルベシ。出雲国ニテ大蛇ヲウチ玉ヒテ宮造シテ、ソサノヲノ尊哥ヨミシテノ玉ハク、

八雲立イヅモヤヘガキツマゴメシヤヘガキツクル云云。コレヲ人ノ哥ト云説アリ。

（飛鳥井流切紙口伝）

これらの切紙口伝は、『古今伝受書』b本を始めとする二条家宗祇流の切紙と多くが相似する。とりわけ〝人丸秘歌〟の「当家ノ口伝」の内容が該書の、

吉野ノ山ノ桜事

此集ニサル哥見エス　撰者ヲシテ云ヘカラス　其上対シテ書タツタ河ノ哥ハアリ　吉野不審アルヘキコトナリ当家ノ口伝　文武天皇吉野山ニ御遊覧ノトキ御トモニアリテ人丸　白雲ニ色ノチクサニ見エツルハコノモカノモノ桜ナリケリト云々　又説　チルハ雪チラヌハ雲ト見ルカナヨシノヽ山ノ花ノヨソメハト云々　相構々々可秘蔵也

という「当家ノ口伝」の内容と一致するなど、二条家の流れを汲む説をそのまま「当家ノ口伝」として受け容れており、謂わば二条家傍流としての飛鳥井流の実態が改めて確認されるのである。

但し、〝天地人の歌の事〟について、飛鳥井流では、伊弉諾尊と伊弉冉尊の唱和を「地の哥」とし、下照姫の詠歌を「天上ニテノ哥」、素戔嗚尊の「八雲立…」の歌を「人ノ歌」と定義しているのだが、二条家宗祇流の切紙口伝では、天の歌である下照姫の詠歌に対し、素戔嗚尊の「八雲立…」の歌を地の歌とし、更にその素戔嗚尊の「八雲立…」の詠歌以後三十一文字で詠まれるようになったことを人の歌としていて、地の歌の解釈において両者は決定的な相違を見せている。また、「天上ニテノ哥」とする下照姫の歌への返歌について言及する際に、飛鳥井流では「今按…」として、返歌ではなく下照姫が舅姑へ挨拶として読んだ歌であるとする注記が見えるが、この部分は『古今伝受書』b本に確認できないだけでなく、管見に入った他の宗祇流切紙口伝にも見出すことができない。したがって、このような点に飛鳥井流の独自性を認めることができようかと思うのである。

五

以上の検討結果を纏めると、宋世の奥書を持つ飛鳥井流切

紙口伝は、おおよそ次の三つの要素を以て構成されていると考えられる。

(1)定家仮託の『愚秘抄』を基とし、要所に『僻案抄』の定家説を補う等して再構成した秘事。

→三木

(2)飛鳥井家が古今伝授の際にも使用していた『灌頂口伝』『三条抄』の秘説を祖述して再構成した秘事。

→三鳥、ほのぼのと明石の浦の歌の事

(3)宗祇流と相似した内容を持ち、二条家の流れを受けると思われる内容を以て再構成した秘事。

→人丸秘歌、天地人の歌の事

このうち、(2)の秘事構成において、『栄雅抄』や『蓮心院註』にも引用が見られた『三条抄』の祖述が確認されることは、注目に値する。『三条抄』に記された秘伝は、飛鳥井家の古今集の秘事を構築するうえで極めて重要な役割を担ったのではあるまいか。

他方、宗祇流切紙口伝との相似点（殊に(3)に示した秘事）については、切紙や口伝の増補等の問題もあり、今尚混沌として未整理なままの部分も多く残されている。こうした問題は、常縁流や宗祇流に留まらず、諸派に広がる切紙の様相をも視野に入れて、今後更に考えていく必要があろうが、本稿では、飛鳥井流と宗祇流の相似点を述べるに留め、ひとまず筆を擱くこととしたい。

注

注1　拙稿「飛鳥井家の古今集注釈と秘伝――『蓮心院殿説古今集註』『古今栄雅抄』の三木三鳥を中心にして――」（「国語国文学研究」第四五号　熊本大学文学部国語国文学会　二〇一〇年二月）。猶、徳島県立図書館山口文庫蔵『古今和歌集伝授』については、拙稿「徳島県立図書館山口文庫蔵『古今和歌集伝授』解題と翻刻」（「文献探究」第四八号　文献探究の会　二〇一〇年三月）を参照されたい。

注2　三輪正胤『歌学秘伝の研究』（風間書院　一九九四年）第四章・第一節一―二（3）「切紙としての伝来」三五一頁。

注3　猶、片桐洋一『中世古今集注釈書解題六』（赤尾照文堂　一八八七年）Ⅰ・五「天理図書館本「古今和歌集姫子松」のこと」一二〇頁には、片桐氏所蔵の壺井義知筆「古今切紙口伝」と表題し「文明十八年陽日五日書之宋世」の奥書のある一書も併せて紹介されている。三輪氏の前掲書によると、他に、蓬左文庫・書陵部等にも同種の本が蔵されているとのことだが、稿者は未見である。

注4　飛鳥井流切紙口伝を引用する際、読解の便宜を計り、私に句読点や濁点を付した。また、『愚秘抄』の引用は、『日本歌学大系　第四巻』によった。

注5　引用は、竹岡正夫『古今和歌集全評釈』（右文書院　一八八一年）によった。

注6　引用は、『日本歌学大系　別巻五』に依った。

注7　引用は、『室町文學纂集　第二輯　古今和歌集三條抄』（三弥井書店　一九九〇年）によった。

注8　『早稲田大学蔵資料影印叢書　中世歌書集』（早稲田大学出版部　一九八七年）

注9　当該箇所は、『古今伝受書』a本の六丁表～裏にかけて、「三鳥之切紙口伝」の後に記される内容である。

注10　この他に、『京都大学国語国文資料叢書四十　古今切紙集　宮内庁書陵部蔵』（臨川書店　一九八三年）所収の『当流切紙』のうち十八通の切紙の始めに記される「三ケ大事」の項目や、『近衛尚通古今切紙』の切紙二十二通の「三ヶ大事ノ内」とする項目、『宗訊古今切紙』の切紙十五通の始めの「三ケ大事ノ内」の項目など、二条家宗祇流の切紙と飛鳥井流切紙口伝の内容は概ね一致する。但し、飛鳥井流切紙口伝と共に集成される宗祇流の切紙口伝は、こうした切紙の後に「重大事」として更に展開される解釈の内容にあたり、飛鳥井流切紙口伝との一致は認められない。この傾向は、〝三木〟以外の後述する秘事についても同様である。

注11　東北大学図書館狩野文庫蔵『古今秘訣』には脱落があるため、引用は片桐洋一『中世古今集注釈書解題五』（赤尾照文堂　一九八六年）によった。

注12　但し、『蓮心院註』には、

…はこ鳥トテ、高麗ニ子ヲ鷲ニトラレタル者ノ、子ワ〳〵ト云ヲ、はこ鳥ト云説アリ。

と、『三条抄』等と同じく高麗の話が引かれ、『栄雅抄』にも、

…口伝ありとも。かくこゝろえてありなん。はこ鳥といふ。此鳥のなく声。人を呼に似たり。実説喚子鳥といふ。

とある。この『栄雅抄』のいう「口伝」が、飛鳥井流切紙口伝の内容を指すのだとすれば、切紙口伝で「はこ鳥」について詳述される点や、聞書である『蓮心院註』や『栄雅抄』に記されない賤女の話が引かれる点も、口伝の構成として理解し得る。

〔付記〕本稿は、第一四回古典研究会（平成二〇年九月二三日　於広島大学）および、平成二一年度熊本大学文学部国語国文学会（平成二一年一〇月三日　於熊本大学くすの木会館）での口頭発表の一部に加筆修正を施したものである。席上、多くの先生方よりご教示を賜ったほか、三輪正胤先生には飛鳥井流切紙口伝に関する資料について御所蔵本を拝見させていただくなどのご高配を賜った。また、各資料の所蔵元には閲覧許可をいただくなどした。記して御礼申し上げる。

（ひだか　あいこ・本学大学院博士後期課程）